

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

尾張旭市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所は、
介護保険法第79条第1項の規定に基づく指定を受けています。
(尾張旭市指定 第2374500078号)

尾張旭市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所（以下、この重要事項説明書において「本事業所」という。）は、ご契約者に対して「指定居宅介護支援サービス（ケアマネジメント）」を提供します。事業所の概要や提供されるケアマネジメントの内容、契約上ご注意くださいことについて、次のとおり説明します。

— 居宅介護支援とは —

ご契約者が居宅での介護サービスやその他の保健・医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をお伺いして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、本事業所とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※ ケアマネジメントの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定されたかたが対象となります。要介護認定を受けていないかたでも、サービスの利用は可能です。

令和8年10月1日現在

◇◇ 目 次 ◇◇

1	事業の目的	…	1
2	サービス担当者（介護支援専門員）	…	1
3	運営方針	…	1
4	本事業所を経営する法人の概要	…	1
5	事業所の概要	…	2
6	職員の体制	…	2
7	ケアマネジメントの内容と利用料金	…	3
8	ケアマネジメントの利用に関する留意事項	…	6
9	苦情の受付について	…	6
10	虐待の防止	…	7
11	身体的拘束等	…	7
12	大規模自然災害時の対策	…	8
13	感染症の対策	…	8
14	ハラスメントの防止	…	8
15	事故発生時の対応	…	8
16	第三者による評価の実施状況	…	8

1 事業の目的

本事業所は、介護保険法令に従い、ご契約者（以下「利用者」という。）が居宅において、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的に、居宅サービス計画（以下「ケアプラン」という。）の作成などの指定居宅介護支援サービス（以下「ケアマネジメント」という。）を提供します。

2 サービス担当者（介護支援専門員）

利用者のご相談に応じるサービス担当者は、厚生労働省令に定められた試験に合格し、研修を修了した介護支援専門員です。

- 担当者名 水野起世江、田中かおり、岡田美里、山崎さつき、村越渚
- 電話番号 0561-55-6811

3 運営方針

- 社会福祉法人尾張旭市社会福祉協議会は、地域を代表する社会福祉法人であり、『信頼できる社協』として一人ひとりのニーズと意向を尊重し、自立と生活の質の向上を目指してケアマネジメントを提供します。
- 関係市町村、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、介護保険施設、他の指定居宅介護支援事業者等との連携に努めます。
- 利用者に対し、別紙「各サービスの利用割合」を交付の上、前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護及び福祉用具貸与の各サービスの利用割合並びに前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護及び福祉用具貸与の各サービスのうち同一事業者によって提供されたものの割合を説明するとともに、特定のサービス又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立なケアマネジメントを提供します。
- 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを念頭においたケアマネジメントを実践します。
- 利用者の人権の擁護及び虐待の防止等のために必要な体制を整備するとともに、職員に対し研修等を実施するものとします。
- ケアマネジメントの提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。なお、当該行為を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

4 本事業所を経営する法人の概要

法人名	社会福祉法人 尾張旭市社会福祉協議会
法人所在地	愛知県尾張旭市新居町明才切57番地
電話番号	0561-54-4540
代表者氏名	会長 秋田 誠
設立年月日	昭和45年11月12日

5 本事業所の概要

名 称	尾張旭市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所
所 在 地	愛知県尾張旭市新居町明才切57番地
介護保険指定番号	平成11年9月28日指定 第2374500078号
連 絡 先	TEL 0561-55-6811 FAX 0561-20-9014
管 理 者 氏 名	水野 起世江
法 人 が 行 っ て い る 他 の 業 務	介護予防支援事業・介護予防ケアマネジメント事業 ☆介護保険の指定を受けています。
通常の事業の実施区域	尾張旭市内
営業日及びサービス提供時間 ○ 営業日 月曜日～金曜日（ただし、国民の祝日に関する法律に規定される休日及び12月29日から1月3日までを除きます。） ○ 受付時間 月曜日～金曜日 午前9時から午後4時まで ○ サービス提供時間帯 月曜日～金曜日 午前9時から午後4時まで なお、24時間連絡体制を確保し、サービス提供時間帯以外の相談にも対応します。	

☆ 営業日、営業時間等については、前記のとおりとします。ただし、利用者が希望する場合には、可能な限りご希望に沿えるように努めます。

☆ 本事業所が提供するサービスについては、第三者機関による評価を受審していません。

6 職員の体制

本事業所は、利用者に対してケアマネジメントを提供する職員を下表のとおり配置します。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

区分	職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
(1)	管理者兼主任介護支援専門員	1人	0人	1人	1人	区分(2)の管理及び業務の管理並びに同(2)の職務
(2)	介護支援専門員	3人	1人	3.7人	2人	居宅介護支援の提供と関係事務
(3)	事務員	1人	0人			事務所の運営に関する事務補助

☆ 主任介護支援専門員は、適切かつ円滑なケアマネジメントが提供されるように、本事業所内の定例会議や困難事例の検討会議、研修計画の進捗管理を通じて、他の介護支援専門員に対する助言・指導を行います。

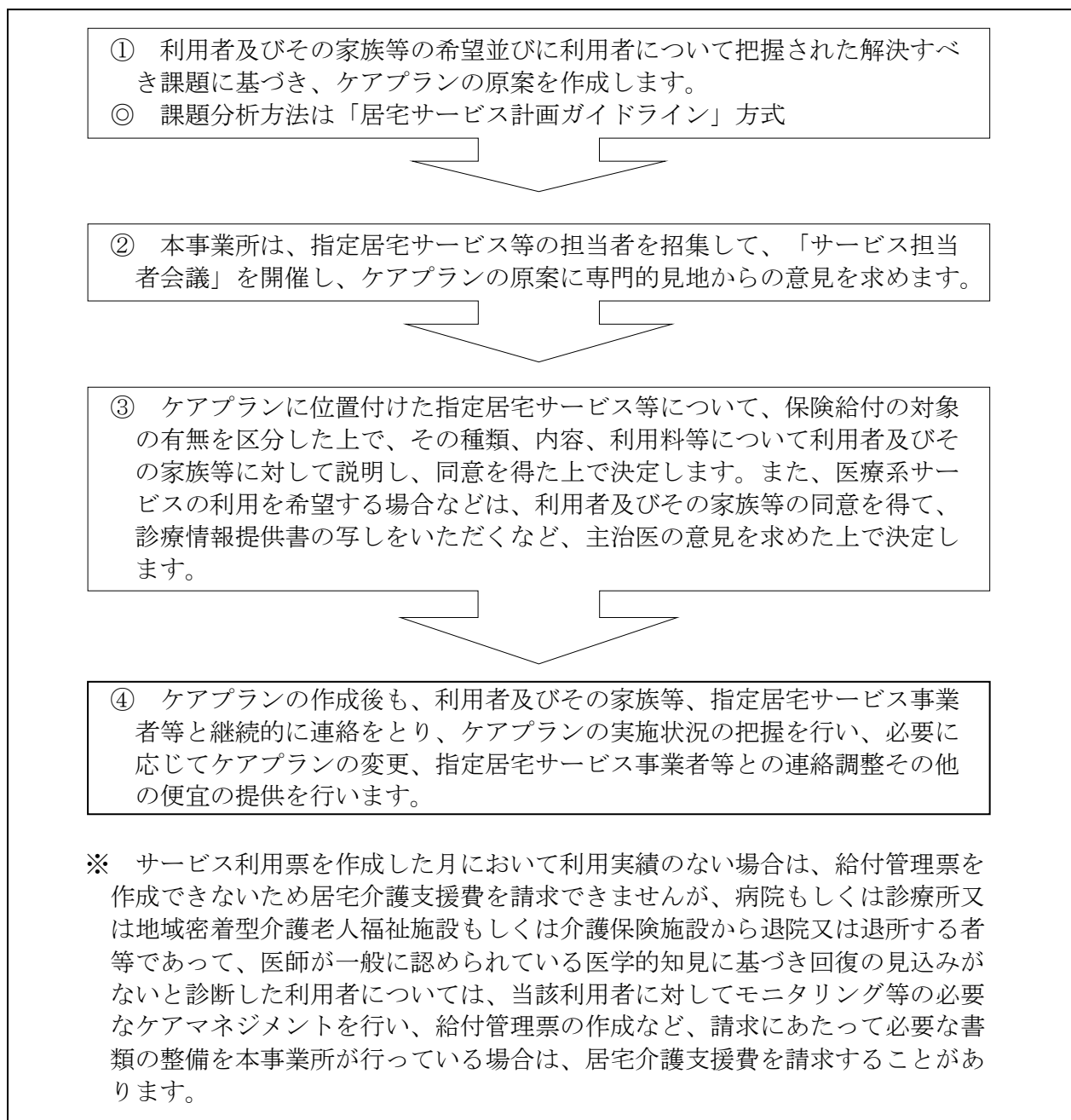
7 ケアマネジメントの内容と利用料金（契約書第3条から第6条、第8条参照）

(1) ケアマネジメントの内容

ア ケアプランの作成

利用者のご自宅等を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握した上で、居宅サービス及びその他の必要な保健・医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して、ケアプランを作成します。

〈居宅サービス計画の作成の流れ〉



イ ケアプラン作成後の便宜の供与

- (7) 利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、ケアプランの実施状況を把握します。
- (イ) ケアプランの目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

- (ウ) 利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。
- (エ) 指定訪問介護事業所などから伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬の状況、モニタリングなどの際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状態などについて、介護支援専門員から主治医などに情報を伝達します。

ウ ケアプランの変更

利用者がケアプランの変更を希望した場合、又は本事業所がケアプランの変更が必要と判断した場合は、本事業所と利用者双方の合意に基づき、ケアプランを変更します。

エ 介護保険施設への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

(2) ケアマネジメントの利用料金

ア ケアマネジメントに関するサービス利用料金について、本事業所が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

イ 利用者の介護保険料滞納等により、本事業所が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、次の単位数に10,420円を乗じた金額をお支払いください。

(ア) 利用者が要介護1・要介護2の場合 … 1,086単位

(イ) 利用者が要介護3～要介護5の場合 … 1,411単位

※ 所轄庁に特定事業所加算（Ⅱ）を届け出ている間は、(ア)・(イ)に対しそれぞれ421単位を加算します。

ウ 次の場合において、厚生労働大臣が定める基準に基づき所定利用料金（各単位数に10,420円を乗じた金額）が加算されます。

〔初回加算〕

新規にケアプランを作成する利用者又は要介護状態区分が2段階以上変更となった利用者に対しケアマネジメントを行った場合 … 300単位

〔入院時情報連携加算〕

(ア) 入院当日中に、当該病院等の職員に対して必要な情報を提供した場合 … 250単位

(イ) 入院後3日以内に、当該病院等の職員に対して必要な情報を提供した場合 … 200単位

※ ただし、(ア)・(イ)ともに、利用者1人につき月1回を限度とする。

〔退院・退所加算〕

(ア) 退院又は退所に当たって、当該病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、ケアプランを作成し、指定居宅サービスの利用に関する調整を行った場合 … 450単位

(イ) 退院又は退所に当たって、入院中の担当医等との会議に参加するとともに、当該病院等の職員と面談を行い利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、ケアプランを作成し、指定居宅サービスの利用に関する調整を行った場合 … 600単位

※ 当該加算の算定については、当該指定居宅サービスの利用開始月に調整を行う場合に限り、入院又は入所期間中に2回を限度とする。ただし、(イ)の場合に限り、3回を限度とする。

なお、2回又は3回行ったときの単位は、次のとおりとする。

(7)の場合で2回行ったとき … 600単位

(4)の場合で2回行ったとき … 750単位

(4)の場合で3回行ったとき … 900単位

〔緊急時等居宅カンファレンス加算〕

病院又は診療所の求めにより、当該病院等の職員とともに利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて指定居宅サービスの利用調整を行った場合 … 200単位

※ ただし、当該加算の算定については、月2回を限度とする。

〔ターミナルケアマネジメント加算〕

末期がんの利用者、又はその家族の同意を得た上で、主治医などの助言を得つつ、ターミナル期に通常よりも頻回な訪問により利用者の状態変化やサービス変更の必要性を把握するとともに、そこで把握した利用者の心身の状況などの情報を記録し、主治医や居宅サービス事業者に提供した場合 … 400単位

〔特定事業所医療介護連携加算〕

厚生労働大臣が定める基準に適合し、市長に届け出た場合 … 125単位

〔通院時情報連携加算〕

病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに同席し、医師又は歯科医師に対して利用者の心身の状況や生活環境等の利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師から利用者に関する必要な情報の提供を受けたうえで、ケアプランに記録した場合 … 50単位

※ ただし、当該加算の算定については、利用者1人につき月1回を限度とする。

エ 介護支援専門員1人あたり（常勤換算方法による）取扱件数が45以上である場合など、厚生労働大臣が定める基準に基づき所定利用料金が減額されます。

(3) 交通費（契約書第8条参照）

「5 本事業所の概要」に記載の「通常の事業の実施区域（尾張旭市内）」にお住まいの利用者は無料です。通常の事業の実施区域以外の地区にお住まいの利用者で、本事業所のケアマネジメントを利用される場合は、当該ケアマネジメントの提供に際し要した交通費の実費をいただきます。なお、自動車を使用した場合は、次の金額をいただきます。

ア 通常の事業の実施区域を越えた地点から片道5kmまで…400円

イ 通常の事業の実施区域を越えた地点から片道5kmを超え10kmまで…800円

ウ 通常の事業の実施区域を越えた地点から片道10kmを超えた場合、800円に1kmごとに80円を加算する。

(4) その他の費用

ア 解約の申し出によりただちにこの契約を解約する場合又は契約後10日以内に利用者のご都合により解約する場合には、原則としてサービス利用料金相当額の解約料が必要となります。

イ サービス提供記録等の交付を希望される場合には、コピー利用料金等の実費負担が必要となります。

(5) 利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

ア 7-(2)及び7-(3)の料金又は費用は、1カ月ごとに計算しご請求しますので、翌月26日までに次のいずれかの方法でお支払いください。

- | |
|--|
| ☐ A 指定口座への振込み
三菱UFJ銀行 尾張旭支店 普通預金 No.567-632
ﾌｸ) ﾎﾘｱｻﾋｼﾞｬｲﾌｻﾝｷｮｳｷﾞｶｲ
社会福祉法人 尾張旭市社会福祉協議会
☐ B 現金納付 (事務所の窓口納付) |
|--|

イ 7-(4)の料金・費用は、別途ご請求しますので、その都度お支払いください。

8 ケアマネジメントの利用に関する留意事項

(1) ケアマネジメントを行う介護支援専門員

契約時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替 (契約書第7条参照)

ア 利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適正と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、本事業所に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

イ 本事業所からの介護支援専門員の交替

本事業所の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。介護支援専門員を交替する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮いたします。

(3) 利用者にお渡しした「サービス利用票」と異なる居宅サービス事業者からサービスを受けた場合やサービス内容を変更した場合には、必ず担当の介護支援専門員にご連絡ください。ご連絡がないと、利用者が一旦費用の全額を立て替えていただくか、又は費用の全額が自費となる場合があります。

(4) 要介護状態区分の変更があった場合や被保険者資格を喪失した場合など、被保険者証に変更があったときは、必ず担当の介護支援専門員にご連絡ください。

(5) 利用者が入院するときは、担当の介護支援専門員の名前などを入院先の医療機関へ必ず伝えてください。

9 苦情の受付について (契約書第19条参照)

(1) 本事業所における苦情の受付及びケアマネジメントの利用等のご相談

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払い手続きなどケアマネジメントの利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は次の専用窓口で受け付けます。

苦 情 受 付 窓 口	苦情受付担当者
苦 情 解 決 責 任 者	事務局長
苦情受付対応日時	毎週月曜日～金曜日 (営業日、営業時間内) 午前9時から午後4時まで
電 話 / F A X	(電 話) 0561-54-4540 (F A X) 0561-51-1880

(2) 第三者委員

本事業所では、地域にお住まいの次のかたを第三者委員に選任し、地域住民の立

場から本事業所のケアマネジメントに対するご意見などをいただいています。

利用者は、本事業所への苦情やご意見を第三者委員に相談することもできます。

〈第三者委員〉

名前	住所	電話番号
個人情報につき公表を控えます。		

(3) その他

本事業所以外にも、市町村の介護保険担当課や県国民健康保険団体連合会等で介護保険の苦情や相談を受け付けています。

尾 張 旭 市 役 所	所在地 電話番号 F A X	尾張旭市東大道町原田 2 6 0 0 - 1 0 5 6 1 - 7 6 - 8 1 3 8 0 5 6 1 - 5 2 - 3 7 4 9
愛 知 県 国 民 健 康 保 険 団 体 連 合 会	所在地 電話番号 F A X	名古屋市東区泉 1 丁目 6 - 5 0 5 2 - 9 7 1 - 4 1 6 5 0 5 2 - 9 6 2 - 8 8 7 0
※他市町村等保険者 ()	所在地 電話番号 F A X	— — — —

※ 住所地特例対象者等記入欄

1 0 虐待の防止

本事業所は、利用者等の虐待の防止等のために、次のとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する指針の制定
- (2) 虐待防止に関する担当者の選定

担当者	備考
本事業所管理者	法人が設置する虐待防止検討委員会の構成員

- (3) 職員に対する虐待防止を啓発及び普及するための研修の実施
- (4) 虐待防止検討委員会の定期的な開催（年 1 回以上）と会議結果の職員への周知
- (5) サービス提供中に、本事業所の職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に通報し、市町村の行う事実確認に協力します。

1 1 身体的拘束等

本事業所は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、次の(1)から(3)までの要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。また、本事業所として身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性（直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人又は他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合）

- (2) 非代替性（身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合）
- (3) 一時性（利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合）

1 2 大規模自然災害時の対策

感染症や大規模自然災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図ることを目的に、次の対策を講じます。

- (1) 業務継続計画（BCP）の作成
- (2) 職員に対する業務継続計画の周知及び必要な研修や訓練の定期的実施（年1回以上）
- (3) 定期的な業務継続計画の見直し及び必要に応じた業務継続計画の変更

1 3 感染症の対策

本事業所は、感染症の発生及びまん延を防止するため、次の対策を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための指針の制定
- (2) 感染症の予防及びまん延防止に関する担当者の選定

担当者	備考
本事業所管理者	法人が設置する感染症対策部会の構成員

- (3) 感染症対策部会の定期的な開催（概ね6か月に1回以上）と会議結果の職員への周知
- (4) 職員に対する感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の定期的な実施（年1回以上）

1 4 ハラスメントの防止

職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等のハラスメント及び利用者や家族からの著しい迷惑行為（以下「ハラスメント」という。）に対して、組織で適切な対応を図るために次の対策を講じます。

- (1) 職員へのハラスメントの防止及びハラスメントを禁止する方針の策定
- (2) ハラスメントに関する相談苦情に応じ適切に対応する相談体制の構築と被害者への配慮及び被害防止の取組など必要な体制の整備

※ 利用者やその家族から職員にハラスメントがあった場合には、被害者に対する配慮のための措置及び行為者に対する措置を講じるとともに、本事業所との契約を解約し、行為者に対して法的措置や損害賠償を求める場合があります。

【具体的なハラスメントの例】

身体的攻撃（暴行・物を投げつける）、精神的攻撃（脅迫・人格否定するような暴言）、不必要に体に触る、抱きしめる、わいせつな画像等を見せる、職員の個人情報を求める、ストーカー行為等

1 5 事故発生時の対応

本事業所は、ケアマネジメントの実施に際して利用者の体調の急変等必要な場合には、速やかに当該利用者の家族への連絡その他の適切な措置を行うとともに、法令に基づき保険者その他関係機関へ報告します。

1 6 第三者による評価の実施状況

本事業所は、第三者による評価を実施していません。

令和 年 月 日

事業者	ケアマネジメントの提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。			
	名 称	尾張旭市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所		
	説明者職名	介護支援専門員	氏名	
	電 話 番 号	0 5 6 1 - 5 5 - 6 8 1 1		

契約者	私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、内容を確認し、ケアマネジメントの提供開始に同意しました。			
	住 所			
	氏 名		電話番号	() —

署名代行者	私は、契約者に代わり、上記署名を行いました。 私は、本人の同意の意志を確認しました。			
	住 所			
	氏 名		電話番号	() —
	署名代行の理由			契約者との関係

この重要事項説明書は、厚生省令第38号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、契約者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

〈重要事項説明書付属文書〉

- 1 ケアマネジメント提供における本事業所の義務（契約書第10条、第11条参照）
本事業所では、利用者に対してケアマネジメントを提供するにあたっては、次のことを守ります。

- ① 利用者に提供したケアマネジメントについて記録を作成するとともにその完結の日から5年間保管し、利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ② 利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他利用者から申し出があった場合には、利用者に対し、直近のケアプラン及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③ 本事業所の職員は、ケアマネジメントを提供するうえで知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）
また、介護支援専門員実務研修の実習受け入れにあたっては、実習生に対し、実習期間中に知り得た事実について、実習期間中はもとより、実習終了後においても秘密の保持を義務付けます。
- ④ 利用者に対して、入院時に担当の介護支援専門員の名前などを入院先の医療機関に伝えるよう依頼することを義務付けます。

- 2 損害賠償について（契約書第13条参照）

本事業所の責任により利用者に生じた損害については、本事業所は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合は、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、本事業所の損害賠償責任を減じる場合があります。

- 3 ケアマネジメントの利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定有効期間が満了する日までですが、契約期間満了の10日前までに利用者から契約終了の申し出がない場合には、契約は次の要介護認定有効期間が満了する日まで自動更新され、以後も同様となります。（契約書第2条参照）

ただし、契約期間満了日前に利用者の要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合は、変更後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

契約期間中は、次のような事由がない限り、継続してケアマネジメントを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、本事業所との契約は終了します。（契約書第14条参照）

- ① 利用者が死亡した場合
- ② 要介護認定又は要支援認定により利用者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合
- ③ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ④ 本事業所が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により本事業所を閉鎖した場合
- ⑤ 本事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ 利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合
- ⑦ 本事業所から契約解除を申し出た場合

- (1) 利用者からの中途解約・契約解除の申し出（契約書第15条、第16条参照）
契約の有効期間であっても、利用者から利用契約を解約することができます。
その場合には、契約終了を希望する日の10日前までに解約届出書をご提出ください。
ただちに解約を希望される場合には、解約料をいただく場合があります。
ただし、次の場合には即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 本事業所が作成したケアプランに同意できない場合
- ② 本事業所もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定めるケアマネジメントを実施しない場合
- ③ 本事業所もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ④ 本事業所もしくは介護支援専門員が故意又は過失により利用者の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

- (2) 本事業所からの契約解除の申し出（契約書第17条参照）
次の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又は介護支援専門員もしくは他の利用者等の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ③ 利用者及びそのご家族から本事業所の職員に対し、社会福祉法人尾張旭市社会福祉協議会が定める「職場のハラスメント対応に関する基本方針」に基づくハラスメント行為があった場合